平成２２年（フ）第５０２号
北海道旭川市永山４条１丁目４番21号
債務者　寺崎　康子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１０号
北海道旭川市神楽１条12丁目２番５号
債務者　嵯城　順次
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５７１号
横浜市栄区元大橋１丁目30番22号　プリンスコーポ101号
債務者　青木　堅治
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０５２号
神奈川県綾瀬市上土棚北３丁目23番27号
債務者　鈴出　彰宏
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３５５号
神奈川県鎌倉市腰越1619番地
債務者　小川　厚子（旧姓長尾）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７２号
神奈川県座間市広野台１丁目45番７号　サクセスポート203号
債務者　高橋　芳則
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６７９号
相模原市緑区中野1388番地８　ＴＳハイム101
債務者　今野　千鶴（旧姓小田島）
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６９９号
相模原市南区南台３丁目４番26号　コーポ中村203
債務者　今泉　静生
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第９０１１号
大阪府枚方市招提元町４丁目20番21号
債務者　重谷　　惠
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０６５号
大阪市東住吉区中野４丁目12番29―705号　清川ビル
債務者　末吉　利恵
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２１号
釧路市星が浦北２丁目１番30号　サンライズ102号室
債務者　山口　純一
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３２６号
釧路市鳥取北５丁目８番５号　ＴＳコーポＡ―Ｂ
債務者　近藤乃利子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３２９号
釧路市武佐４丁目16番281号
債務者　菅原　　聡（旧姓花田）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月９日午後１時45分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３３９号
釧路市鳥取南４丁目４番354号
債務者　濁沼　美幸
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３４１号
釧路市文苑１丁目51番11号　ノースウェーブ105、住民票上の住所釧路市文苑１丁目51番11号
債務者　吉村　　透
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月９日午前９時30分
釧路地方裁判所